青梅市庁舎駐車場等清掃業務委託仕様書

青梅市庁舎駐車場等清掃業務委託の実施については、この仕様書に定める仕様に従うものとする。

1　本業務は、青梅市庁舎駐車場等の清掃業務を実施し、公の施設として適切な維持管理を行い、良好な環境を確保することを目的とする。

2　業務を実施する場所は、青梅市庁舎地下駐車場、西側・北側駐車場、駐輪場、市民広場、歩行者通路、ロータリーおよび東側サービスヤードとする。

3　業務実施回数は、地下駐車場については年２回（８月および２月)、地下駐車場以外については１０月から１２月まで月２回、その他の月を月１回とし、実施する日程等は発注者と受注者が協議の上、青梅市の休日を定める条例（平成元年条例第２６号）第１条第１項に規定する休日を除いた日に行うこととする。

なお、落ち葉、汚れ等の状況により清掃が必要な場合は、発注者と受注者が協議の上、前記回数を超えて実施するものとし、その費用は、契約金額に含まれるものとする。

4　清掃業務内容については、ごみ拾い清掃および掃き清掃を行うものとする。清掃等で発生した廃棄物は、発注者から指定された方法で適切に指定のごみ置き場に集積すること。

5　受注者は業務に際し、必要な場所以外には立ち入らないこと。